

令和2年5月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和2年5月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和2年5月25日（月曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース会議室
- 出席委員 小林仁教育長
北嶋節子委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
岩崎勤委員
赤木信之委員
- 教育委員会事務局
教育部長 飯田和美
学校教育課長 佐山敦勇，指導課長 鶴見力男
生涯学習課長 斉藤伸明，スポーツ振興課長 駒井勝男
学校教育課課長補佐 佐々木健 同課学務係長 和泉田真

1 付議案件

- （1）議案第13号 結城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- （2）議案第14号 令和2年度学校評議員の委嘱について〈非公開〉
- （3）議案第15号 令和2年度結城市教育支援委員の委嘱について〈非公開〉
- （4）議案第16号 結城市社会教育委員・結城市公民館運営審議会委員の委嘱について〈非公開〉

2 報告事項

- （1）報告第11号 教育長報告について

◎議案第13号 結城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定
について

学校教育課長 始めさせていただきます。

なお、本日の傍聴の希望者はありませんでした。

資料のほうなんですけれども、今日の次第と事前にお配りしましたものが、あと、茨城版コロナNextのカラー刷りのものですね。それから、3ページにわたります結城市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針というもになります。

それでは、小林教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 改めまして、こんにちは。

本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年5月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人の指名をいたします。

岩崎委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

次第2、議案上程は4件でございます。議案第14号から第16号につきましては、人事案件でございます。結城市教育委員会会議規則第15条の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長 ありがとうございます。

それでは、非公開といたします。

それでは、議案第13号 結城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

学務係長 私から議案第13号についてご説明申し上げます。

次第の1ページをお開きください。

議案第13号 結城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について。

上記議案を提出する。

令和2年5月25日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

次第の2ページをお開きください。

公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該規則を制定するものでございます。この改正法では、法律の義務教育小学校等における働き方改革を推進するため、文部科学大臣が教育職員の業務量の適正な管理等に関する指針を策定し、公表するという内容でございます。

市では、この国の指針に基づきまして、公立学校の教師が特定の勤務時間外に行う業務の多くが超過勤務命令によらないものであるということ踏まえまして、当該規則において時間外勤務時間の上限及び一時的、また

は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の時間及び月数の上限を定めております。

時間外勤務時間の上限では、一月につき45時間、1年については360時間を上限と定め、また、特別な事情による特例的な場合については、一月について100時間未満、1年については720時間までと上限を定め、かつ5か月間の平均時間が80時間まで、さらに1年間のうち45時間を超える月が6月までと定めるものでございます。

別添の資料をご覧いただきたいと思っております。

結城市立学校の教職員の在校等時間の上限等に関する方針でございます。こちらは、当該規則に基づき、教育職員の働き方改革を具体的に推進するため、結城市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定め、時間外勤務時間等の上限のほか、教育委員会及び学校の管理職の責務や留意事項としての虚偽の記録等の禁止、持ち帰り業務縮減等について方針を定めております。

なお、適用につきましては遡及をいたしまして、法の施行に合わせ4月1日とさせていただきますと思っております。

説明は以上になります。

教育長

議案第13号について事務局より説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

中村委員。

中村委員

今これ、まともな提案なんだけれども、その時間というのは個々の教職員が早く残業を、残業とは限らない早出の場合に。そういったものを把握がなかなかできない状況にあるのであれば、ずっともう昔から課題なんだけれども。これはどういうふうに措置して、これと併せて残業は管理職が命令するという、それはなかなか馴染んでいないわけだよね。そういったものタイムレコーダーもない、そういうときには、これは業務日誌か何かあるんだっけ。

教育長

事務局よりお願いします。

学校教育課長

その出退時、遅刻については、平成30年4月から独自の勤怠システムというものを導入してございまして、ここで学校の時間と帰る時間ということで、それを入力してシステム化してございまして、そこで管理してございまして、管理職については、この各教職員の勤務時間のほうは把握しております。そういったことで指導しているということです。

中村委員

それで、それは実際、入力とかの業務というのは、これは誰が。

学校教育課長

1台そういう専用のパソコンを置きまして、そこでバーコードによって出社のときに入れる……

教育長

バーコードではなくて、結城市の場合には実際の数字入力、入力をする、その時間で、じゃちょっとそこを。

指導課長

勤怠システムのほうは、出勤してきたときにご自分のところにカーソルを合わせて出勤のところを押すと、そこで時刻が明示されるようになって

います。退勤のときにも同じように自分のところまでカーソルを持って行って、退勤のところを押すと、そこに時間が記録されます。そういうふうな形で。

中村委員 それで、データベースにくるわけだよね。結局それを、実際に事務処理するのは、これは誰が事務処理するのか、やっぱり事務職員。

指導課長 一覧表になって、教頭のほうで作ったものをこちらのほうにご報告していただけるということになっております。

教育長 実際にその時刻を管理して、訂正したり何かすることも教頭だけではできるとですね。ですから、虚偽の申告とかそんなことは起きないように、当然管理職の指導もしているところでもありますので。

中村委員 分かりました。こういうきちっとした押さえは当然必要だし、あとは職員の自覚かな。それが大きいと思うんだよね。

教育長 そのほかございませんでしょうか。

赤木委員さん。

赤木委員 この条文の規則の中の文言の中で、第2条の第2、例えば業務量の大幅な増加に伴い、一時的、または突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合という場合は、教育委員会としてはどういうふうにごこのところを解釈されているのかちょっとお伺いしたいと思うんですが。

教育長 事務局のほうで何か例示などがございましたらお願いします。

学務係長 一応想定されるものが突発的ということなので、例えばいじめ問題が発生したりですとか、子供たちの突発的な、職員の管理も含めてなんですが、そういった事案が発生した場合にということで、例外的に時間を延長するような形を認めているというふうな規定でございます。

赤木委員 ありがとうございました。

あと、それに関連してなんですけれども、例えば今日分けていただいたこの上限に関する方針は、結城市として策定されたものだと思うんですけれども、この中に留意事項として、例えば、より具体的になってしまふのかもしれないんですけれども、この先生方の業務を軽減するための職員の定数の問題とか、あるいは部活動の在り方とか、そこらのことについては、より具体的に何かまた施行していく中で考えていくものになるのですかね。ここには載らなくても、そういう形で、今後の方針として考えていくということで解釈してよろしいんでしょうか。

教育長 事務局のほうでお願いします。

学務係長 具体的な事例につきましては、この方針の中では定めてございませんので、そういった事例というか要件等が発生した段階で協議してまた決めていくというような形で考えております。

赤木委員 ありがとうございました。

その中で1つ、考慮していただきたいのは、私もやってきた中でよく感じることは、仕事量の均等化というものじゃないんですけれども、どういう社会でも同じだと思うんですが、使える、できる人のところには仕事が

集まる。集まるから時間がかかってしまう。そういうことで、いろんな本当に帰りが9時、10時までパソコンに向かって仕事をしているなんていう先生もいる状況が現状かと思うんですね。そここのところの管理をしっかり、校長先生、教頭先生方が管理をしながら業務を均等に振り分けるような、そういうふうな指示というか支援ができるような形での配慮をお願いできればと思います。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

貴重なご意見、ご指導いただきまして、校長会等も含めて働き方についてさらに職員一人一人の健康等を守っていけるような体制を今後も続けていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいでしょうかね。

質疑がなければ、議案第13号についてお諮りをいたします。

議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

議案第13号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第14号 令和2年度学校評議員の委嘱について<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第15号 令和2年度結城市教育支援委員の委嘱について<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第16号 結城市社会教育委員・結城市公民館運営審議会委員の委嘱について

<非公開部分削除>

◎報告第10号 教育長報告について

教育長

次に、次第3、報告事項に入ります。案件は1件でございます。

報告第11号は教育長報告になりますので、私から報告をさせていただきます。

資料の13、14ページをお開きください。

報告第11号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年5月25日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

14ページのほうにお進みください。

令和2年度5月定例会教育長報告1の学校再開、登校日について、別紙

参照ということで、県コロナ対策指針の基本的な考え方というようなこと
でございますが、県の大井川知事のほうで県の対策指針を示している
ところでございます。先週の金曜日の記者会見等でステージ3からステ
ージ2に移行するというようなことで発表があったところでございます。

本市の登校日等、また再開等については、そこに表記してございますよ
うに、ステージ3は5月18から22日で、先週の状況でございます。そ
して、今週はステージ2とステージが移行しましたので、5月25から2
9日は、小学校は分散登校を2日間、地区別通学班ごとの地区別としまし
て、1学級を2分割、午前中のみ3コマで実施すると。そこにあります
ように26、27、28、29、この4日間の中で、Aについては26と
28に登校する、B班については27、29、午前中で対応する。江川南
小につきましては、分割はしないでそのまま26、28の実施というこ
とで進めているところでございます。

中学校のほうにつきましては分散登校を3日間、45分授業の3コマ、
1学級を2分割、出席番号で奇数、偶数とか、そういうような分け方をし
ています。そこには南中が上の欄に出ていますが、午前中は3日間、27、
28、29で実施して午前と午後分けると。途中の間の昼食等は用意して
おりませんので、時間に合わせた生徒の登校ということになります。

なお、下の段は結中と東中でございますが、3日間の登校は変わらない
んですが、人数が多いもんですから、3学年一緒というのではなくて、2
学年程度の登校に抑えていると。分割した上にさらに学年数を少なめに取
ってということで、今日から。そこで、下のところを見れば、今日は結城
中であれば25日はA、B、午前と午後で1年生と2年生が登校して、2
6日については2年生と3年生というような形の密を避けるというよう
なことで取り組んでいるところでございます。

なお、このステージが2週間程度のステージの状況を維持していくとい
うことで、県の方針でございますので、6月1日、6月5日については小
学校は同じように分散登校2日間、なお、5日の金曜日ですが、6年生だ
けの全体登校ということで進めるところでございます。米印の6となっ
ていますが、それは6月5日の間違いでございます。ご訂正をお願いいた
します。6月5日は6年の登校、午前中で学級ごとの登校というふうにな
ると思います。

中学校につきましては、分散登校5日間、毎日午前、午後の分散登校を
行っていくというようなところで予定しているところでございます。

2週間過ぎてステージ1に移行できれば学校再開と、6月8日が通常登
校というようなところでございます。

なお、6月8日、9日の月火については午前中授業で給食なし、そして、
10日から通常の給食等を開始しながら学校が正常に再開していくとい
うようなところでございます。

なお、分散登校においては、出欠につきましては、発熱であるとか、ま

た感染のおそれがあるということで登校したくないというようなものについては、欠席扱いにしないというようなことをございます。また、そういう様々な理由で欠席している児童生徒については、当日の学習内容、教育活動の内容等を適切に支援に当たるといったようなことでも進めるところでございます。

2番の子供預かりの再開について、今日から学校預かりと学童のほうの連携を図りまして、どうしても家庭で児童生徒だけになってしまうと、1年から3年ですので児童ですね、を対象に学校預かり、また、学童のほうは1年生から6年生まで対応するところ、可能であれば、そういう状況もあるところでは、後で事務局のほうから数字等についてはご報告をいただければと思います。

3番の行事等その他ということをございます。そこに(1)から(6)まで記述してあるように、計画されていたものについては中止というようなことをございます。

なお、(3)の全国高等学校総合体育大会、インターハイ中止になったところですが、県大会等を何とかやれないかというようなところで、今、代替案というようなものが検討されている。これは甲子園などの、高等学校の野球などもそのようなことが検討されているというふうに報道されているところをございます。

また、市内の中学3年生の運動部活動の大会でございますが、一応、6月12日に計画されていたところですが、全国、関東、県の中止を踏まえて、また県西大会も中止というようなところをございますので、市内大会も、この期日での実施は中止と。代替案を各3中学校の校長先生、また教職員でどんな形で3年生が引退というような形に、節目を持てるかというようなことで、現在検討しているところをございます。明日の校長会でその辺の内容について具体的に何が可能かというようなことで、3年生の3年間の部活動についての締めくくりというんですかね、そういうものを考えているところでは、なかなか大会を開催するというのは、競技の種目によって非常に、このコロナ対策の難しさがあるのかなというようなところで、様々な今、検討しているところをございます。

参考としまして、1番の結城市の臨時会でコロナ補正関係で臨時会が5月12日に実施されたところをございます。また、2番の定例会につきましては6月4日から6月16日の会期で実施予定でございます。

また、3番の結城市スクールランチ弁当、5月18日から小中学生を対象にした栄養のバランスの取れた管理栄養士等が考えたメニュー、バランスの取れたランチ弁当を希望者に指導補助を行いながら提供するというような事業で、18日から6月第1週まで3週間にわたり実施しているところをございます。

以上、早口で申し上げましたが、質問等ございましたらお願いいたします。

岩崎委員，お願いします。

岩崎委員 参考の1のところの補正予算案についてということ，検討されたということですが，教育関係で何かそれに該当するようなことを検討されたのか，もしあれば。

教育長 お願いします。

学校教育課長 給食センターの補正予算を検討して，その内容は，3月に臨時休校になりまして，物資の材料の納入業者に対する支援ということで，違約金的な言い回しになってしまうんですけども，その補償という形で，例えば上山川の結城米飯，ミヤタパン，ソフト麺のアライ製麺，こちらは学校給食会を通してからなんですけれども，そういうところに違約金的な補償ということで計上しております。

あくまでも令和元年度の3月分，令和2年の3月ということで，4月からはまた休校，休業になっていまして，給食がお休みになっていますので，これはまた次の第2弾，第3弾のコロナの臨時交付金等で対応していくというふうに考えております。

教育長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

北嶋教育長職務代理者 質問じゃないんですが，分散登校のところ，地区別の登校，班による登校というのが保護者の方も安心したみたいで，いきなり登校となると新1年生が全然いないときに行くのも不安なので，大変いいことだと思いました。

教育長 ありがとうございます。

中村委員。

中村委員 関連して，分散登校，いわゆる登校しないことにはなかなか，結局，資料にある教育課程の履修の問題だと思うんですけど。これは結局分散だと，例えば同じ学年，同じクラスを半分に分けるということで，例えば実際に学習は何を進めるのか，できないと思いましたがけれども，実際に何をやっていますか。

教育長 どうぞ，事務局のほうで。

指導課長 教科の授業日として実施しております。5教科，4教科を中心に各学校のほうでは時間割を決めまして，例えば中学校の午前，午後の場合，今ちょうど4時間の終わる頃だと思うんですけども，1時間目から3時間目を前半の子たちがやったら，後半の子たちが登校してきて，同じ授業を4から6時間目にやると。1時間目と4時間目は同じ授業を同じ教員がやるというような仕組みで，1日3時間の授業日として，本日も設定しております。

小学校の場合は，それが日が替わって半分の子たちが例えば火曜日に1時間目，2時間目，国語，算数，算数までやったら，次の子たちが，Bの子たちが次の日に来て，同じ授業を受けるという形を取っております。なので，委員ご指摘のとおり，1日でも，半分ずつ授業をやりますので，教

員の授業時数としては倍になる。同じ授業を1回にできないということで、2回になるというような、そういうふうな進め方になります。

中村委員

そういう2つに、要するに同じことを2回やる。実際に、中学校の教員は割と慣れていますが、小学校の先生は目が回るだろう。それでカウントしていくということですね。それで、実際に試算というか、これ例えばカウントしていくとクリアできるの。

指導課長

これまでは結果時間で何時間なくなってしまったので、それを補填するためという計算の仕方をしていたんですが、そうではなくて、これから6月8日から再開したときに、3月までの間にどれぐらいの授業時数がカウントできるのかという計算をしたところ、概算なんですけれども、夏休みはもちろん含めないと到底足りない状況なんですけど、含めないと年間に35週授業は必要なんですけれども、32週程度にとどまってしまうと。今まで3か月近く、4月からですので2か月ちょっと休んでも、余剰時間というのがこれまでも学校にありましたので、それを引くと32週で、夏休みをどれだけ補填するかというところで、夏休みを、これは2週間取る、1週間取るという細かな計算をしていくと、35週から36週はクリアできる。もちろんその中には行事的な内容、始業式であるとか、遠足であるとか、行けたらの話なんですけど、運動会であるとか。そういうところで70から100は毎年行事のほうに取っているわけなんですけれども、それを引いて大体その程度になるんで、35週ということで、夏休みにやれば35週ということできりぎりぎりのんで、もしかしたらその学期が今度、インフルエンザで学級閉鎖なんていうことになるのと、もう確実に足りなくなってくるという、余剰時間が全くない状況。あとは、行事の精選なんかで35週を確保できればいいというようなところで計算はしております。

中村委員

今年は行事等の関係というのももちろんあるし、子供たちの負担、教員の負担、そういったことも考えたときに、カウントできる、ぎりぎりにカウントできて、とりあえず35クリアできるという、それを実際に県の方針とか、その前に文科省の方針があるか。そういうのって出ていないですか、教育課程の履修に関しての。

指導課長

履修に関しては、大ざっぱなところでいうと、6年生と中3に関しては、今年度中に今年度の内容、だから、ほかの学年に関しては2年から3年にずれ込んでもいいみたいな感じでは言われてはいるんですけども、なかなかそれは現実的なところで、じゃどの単元を後ろに、次の学年に持っていくかという具体的なところになると、市町によって違ったり、学校によって違ったりすると、転出入の子たちはもう対応できないというようなところで、さらに具体的な方針が出されるのを待っているというような状況ではあるんですけど。

今年度中にやれるものに関しては、今年度中にやっていく方向で時数を満たしていかなければならないのかなというふうには考えております。

中村委員

これ必須な条件になってきますよね。文科省だけは特例で標準時数を下

回ってもいいよと言っても、結局、授業を受ける子供たちが公平性というかな、それを欠いてしまうとか。今だってあるわけですよ。結局、東京なんかは一番つらいんだろうけれども、ずっと据え置かれていますからね、授業の。そういったのを考えていったときに、いいです、ちょっと難しいから。でも、何とか履修は、何とかカウントはできるということですね。

指導課長
中村委員

計算上はそのような形を取ればいいのかというふうに。
例えばこのコロナがもう1回、第2波が来たときに、また同じようなレベルの緊急事態の発令したときに、こうなっていたら、そこまでは今回は必要はないと思うんだけど。なったらどうするんですかね。

指導課長
中村委員

十分想定していかななくてはならない問題だとは思いますが。
そんなときに今から、テレビで話題でね、結局は9月始業式とかと言っていますけれども、ある程度は何かやっぱり、はっきりしたものでなくても、ある程度プランニングはしておかなければ駄目かもしれないですね。

教育長
赤木委員

赤木委員さん。
現時点で結城市としては夏休みの授業日については、もう検討されているんですか。

指導課長
赤木委員

検討中でございます。
市町村によっては、いつからいつまでやる、授業をするなんていうのもありますからね。ぜひお願いします。

教育長

なかなかもうね、県西でもいろいろ、できればある程度一緒の、大体対応が一緒なのでね、夏季休業の中の授業日なんかをある程度協議していこうということにはなっているんですが。

赤木委員

今までも結構夏休み中に授業じゃないですけどもね、小学生、中学生はやっていましたからね。

教育長

県のほうでは、一応3週間程度、今6週間、夏季休業って大体あるので、3週間程度、授業に振り替えていこうかというようなことが金曜日の記者会見等では例示されたところであります、県立学校について。

赤木委員

ありがとうございます。
それと、総体関係で、市内としても代替案を検討してくださっているということは本当にありがたいと思うんですが、ひとつやっぱり3年生あたりは、進路にも関わる部分もありますよね。例えば運動部特待とか。そういうあたりのところをどういうふうに判断して持っていくのか。例えば調査書に県大会が何位以上記入とか、そういうのも出てくると思うんですが、そこらのところは全県的な流れになってくるんですかね。

指導課長

調査書への表記とか、あと各高等学校とか、特に私立なんかはそうなんですけれども。県のベスト8以上で推薦に値するとかというのも内規がしっかり決まっている学校も多いかと思うんです。それに関しては、見直す方向で持っていっていただかないと、子供たちにとっては大変大きな問題になってくると思いますので。

赤木委員

やっぱり学習じゃあれだけでも、部活動で頑張っている子もいるでし

ようからね。ぜひそういう子がかっかりしないでやれるような形で応援してやれば良いなと思います。

以上です。

教育長

貴重なご意見ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

岩崎委員，お願いします。

岩崎委員

学校再開に当たって，当然ですけれども，学校の中でそういう病気が広まらないという，いろいろ対処されていると思うんですが，いろんなところに消毒剤等も，以前に比べては容易に調達できるような状況であるというふうには聞いていますが，今現在，市内の小中学校ではどんな感じでそういう，防止対策もそうですけれども，そういう消毒剤とか，そういう調達状況はどうなっているのかちょっと教えていただきたいです。

教育長

お願いします。

学校教育課長

まず，学校再開になれば，かなりの量が消費される，消毒剤も含めてということで，学校でも独自ルートで入手はしているところですが，市のほうでも常に業者に当たってしまして，次に入るときには，どんどん今手に入れている状況でして，今後は，フェイスシールドとかいろんな具体的なもっと必要なものが出てくると思いますので，それについてもどんどん予算化して対策をしていきたいと考えております。

教育長

よろしいでしょうか。

中村委員。

中村委員

資料の参考の3番目のスクールランチ弁当という，弁当を希望者にというんだけれども，これはどういう目的なんですか。

教育長

お願いします。

学校教育課長

5月19日から3週間にわたり，スクールランチ弁当ということで，お子さんだけでご自宅とか，栄養の不足とか，昼食を取るのが困難という児童生徒のために，先ほど教育長から報告があったように，栄養バランスの取れたお弁当，栄養士による献立を作成して，それを弁当として提供するというので，500円相当なんですけれども，個人負担を300円，市のほうで200円を支援するという形で，300円で提供するという形で実施しております。今，第2週目なんですけれども，大体，小中学校12校へお弁当を届けて，そこまで取りにくるということになってしまして，1日当たり約200個，12校で200個，今週は多い日で250個ということで注文がありまして，弁当制度に関しては，株式会社エイヨウシヨクに委託しておりまして，このように提供している事業でございます。

中村委員

結局，保護者が片親だったり，そのほかもろもろの理由によって栄養のバランスの取れないような家庭内の子供たちにとということだと思っただけけれども，これ1日ごとに希望を。

学校教育課長

1週間分の注文を前の週の月曜日及び火曜日，今日，実は午前中に来週1日から5日までの5日分の注文を各学校において受け付けし，また，電

話でも注文を受け付けるという形で注文を受けました。

中村委員 そうすると、中にはやっぱりこういう何ていうのかな、配慮をしていただく家庭というのはもう当然決まっていますよね。そうするとずっと毎日毎日頂くということも可能なんですか。毎日毎日頂くという希望をして。

学校教育課長 そういうことですね。

中村委員 でも、200ぐらいで済むんですね。

学校教育課長 200ぐらいずつ毎日。

中村委員 分かりました。

教育長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

教育長 それでは、以上で教育長報告を終わりといたします。

本日の案件につきましては以上で終了いたしました。

慎重なご審議、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年5月教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時17分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員